

紫川水上ステージ等 利用基準

(趣 旨)

第1条 本基準は、紫川の水上ステージ（紫江’ S 前・勝山公園大芝生広場前）・艇庫（以下「水上ステージ等」という。）の利用について必要な事項を定める。

(水上ステージ等の利用者)

第2条 水上ステージ等を利用する場合、次の各号の何れかに該当する者でなければならない。

- (1) 市が主催する事業に関するもの。
- (2) 市が出資する等の公共的団体に関するもの。
- (3) 市が共催及び後援する事業に関するもの。
- (4) 紫川水辺活用推進協議会の事業に関するもの。
- (5) 地域における祭り、まちの賑わいづくりに関するもの。
- (6) 環境保全、河川愛護、自然保護に関するもの。
- (7) 芸術・文化の振興、育成、継承に関するもの。
- (8) 上記に準ずるもので、市が特に必要と認めるもの。

(利用団体等の制限)

第3条 水上ステージ等を利用しようとする者は、次の各号の何れかに該当してはならない。

- (1) 特定の政党、その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対する目的として利用するもの。
- (2) 特定の宗教、その他の宗教的団体の宣伝活動等を目的として利用するもの。
- (3) 利用者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、若しくは、これらと密接な関係を有する者（団体）であるもの。
- (4) その他、水上ステージ等を利用することが適当でないと市が判断したもの。

2 上記のほか、過去の利用において、隣接する勝山公園大芝生広場の利用者、若しくは、近隣住民から苦情等の通報があった団体については、市は、利用申請を承認しないことが出来るものとする。

(利用手続き)

第4条 水上ステージを利用する場合の申込みは、以下の期日から受付けを行う。

区 分	申込み可能日
第2条第1号及び第8号に規定する事業	期日に制限なし
第2条第2号から第4号に規定する事業	利用日の1年前の月初日から
第2条第5号から第7号に規定する事業	利用日の3ヶ月前の月初日から

2 利用にあたっては、各種申請書等（水上ステージ利用申込書兼利用承認書、紫川艇庫利用申込書兼利用承認書、水環境館備品借用申請書等）を、利用日の2週間前までに水環境館に提出し、承認を受けることとする。

(利用料)

第5条 水上ステージ及び付属施設の利用料は、当面の間、無料とする。

(利用承認の取り消し)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認を取り消すことができる。

なお、市が利用承認を取り消したため、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責任を負わないものとする。

(1) 利用承認後に基準に違反することが判明したとき。

(2) 利用申請に虚偽の記載、その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(3) 治水上及び施設利用者の安全が確保されないと判断されたとき。

(4) 大雨警報及び強風警報発令時など、施設の利用を市が危険と判断したとき。

(5) 第3条に該当することが判明したとき。

(6) 市が承認を取り消すことが適当と判断した場合。

(原状回復の義務)

第7条 利用者は、施設の利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは、利用承認を取り消された時は、直ちに原状に回復しなければならない。

(維持管理の負担)

第8条 利用者は、施設の利用前後で水上ステージを含め、周辺の清掃を行うこと。

(事故等の責任)

第9条 施設使用中に発生した事故等については、使用者がその責任を負い、市は責任を負わない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、その責に帰す理由で使用施設の全部又は一部を滅失、毀損した場合は、損害賠償をしなければならない。

2 使用者は、施設の使用が原因で、市又は第三者に損害を生じさせた場合は、損害賠償をしなければならない。

付 則

本基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

本基準は、平成28年7月8日から施行する。

付 則

本基準は、平成30年2月1日から施行する。

付 則

本基準は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

本基準は、令和6年6月7日から施行する。

付 則

本基準は、令和7年11月21日から施行する。